(四)　住民基本台帳法による戸籍の附票に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第四号関係）

(五)　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務（第五号関係）

(六)　公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）による選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律（平成一九年法律第五一号）による投票人名簿若しくは在外投票人名簿に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第六号関係）

(七)　地方税法（昭和二五年法律第二二六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一年法律第三号）による個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第七号関係）

(八)　戸籍法（昭和二二年法律第二二四号）による戸籍に関する事務又は住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務（同法第九条第二項の規定による通知に関する事務に限る。）であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第八号関係）

(九)　学校教育法（昭和二二年法律第二六号）による就学義務の猶予若しくは免除若しくは経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務、学校教育法施行令（昭和二八年政令第三四〇号）による学齢簿に関する事務又は学校保健安全法（昭和三三年法律第五六号）による就学時の健康診断に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第九号関係）

(一〇)　健康増進法（平成一四年法律第一〇三号）による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務、母子保健法（昭和四〇年法律第一四一号）による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務又は予防接種法（昭和二三年法律第六八号）による予防接種の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一〇号関係）

(一一)　児童扶養手当法（昭和三六年法律第二三八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一一号関係）

(一二)　生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一二号関係）

(一三)　児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三九年法律第一三四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）附則第九七条第一項の福祉手当の支給に関する事務又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第一二三号）による自立支援給付の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一三号関係）

(一四)　介護保険法（平成九年法律第一二三号）又は介護保険法施行法（平成九年法律第一二四号）による介護保険に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一四号関係）

(一五)　国民健康保険法（昭和三三年法律第一九二号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一五号関係）

(一六)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五七年法律第八〇号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一六号関係）

(一七)　国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一七号関係）

(一八)　(一)から(一七)までに掲げる事務に附帯する事務（第一八号関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（政令第二号）（法務省）

1　趣旨

この政令は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）による敷地分割事業の登記の特例を定めるものとした。（第一条関係）

2　代位登記

敷地分割組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるときは、不動産の表題登記等の一定の登記について、その申請権者に代わって申請することができるものとするなど、敷地分割組合による代位登記の手続を整備するものとした。（第二条関係）

3　敷地権利変換手続開始の登記

敷地権利変換手続開始の登記又はその抹消を申請する場合には、法第一七三条第一項又は法第一八六条第五項の公告があったことを証する情報を登記所に提供しなければならないものとするなど、法第一八九条第一項及び第五項の規定によってする登記の手続を整備するものとした。（第一一条関係）

4　敷地権利変換期日後の登記の申請

敷地権利変換後の土地及びその権利についての敷地権利変換期日後の登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならないものとするなど、法第二〇四条第一項の規定によってする登記の申請の手続を整備するものとした。（第一二条関係）

5　担保権等登記に関する登記原因

担保権等登記においては、登記原因及びその日付として、敷地権利変換前の法第二〇三条に規定する担保権等の登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。）並びに法による敷地権利変換があった旨及びその日付を登記事項とするものとした。（第一三条関係）

6　受付番号

4の登記の申請について、当該申請における登記事項の順序に従って、受付番号を付するものとした。（第一四条関係）

7　登記識別情報の通知

4の登記を完了したときは、登記官は、登記識別情報を申請人に通知しなければならないものとし、その通知を受けた申請人は、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければならないものとした。（第一五条関係）

8　施行期日

この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行するものとした。

◇消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三号）（消費者庁）

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七二号）附則第一条本文に掲げる規定の施行期日は、令和四年六月一日とすることとした。

◇消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四号）（消費者庁）

一　特定商取引に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定関係法人の範囲に係る規定の整備

特定商取引に関する法律第八条第二項の政令で定める法人として、販売業者等又はその役員若しくはその使用人が他の法人の財務及